# 【保険医療機関における掲示事項】

2025 年 5 月

蔵前協立診療所

**機能強化加算**

当院は、地域におけるかかりつけ医機能を担う医療機関として、機能強化加算の施設基準を満たしています。地域住民の皆さまに対し、適切な初期診療、専門医療機関への紹介、健康管理に関する相談等を実施しています。

**医療情報取得加算**

当院では、マイナンバーカードを用いた保険証のオンライン資格確認を行い、患者さまの診療情報・薬剤情報等を取得・活用しています。これにより、質の高い医療の提供に努めています。

**医療 DX 推進体制整備加算**

当院は、医療 DX の推進に向けた体制を整備し、質の高い医療の提供を目指しております。厚生労働省の定める基準に基づき、以下の取組を行っています。

・オンライン資格確認を行う体制を有しています。

・マイナンバーカードを利用した保険証確認に対応しています。

・医療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

・医療 DX 推進のため、電子処方箋および電子カルテ情報共有サービスを導入予定です。

今後も安全で効率的な医療の実現を目指し、デジタル技術の活用を進めてまいります。

**在宅医療 DX 情報活用加算**

当院は、在宅医療における質の高い診療を実現するため、医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいます。

・在宅医療の提供において、オンライン資格確認の導入を含む ICT を活用した診療情報の取得・活用体制を整備しています。

・訪問診療においても、マイナンバーカードの保険証利用に対応し、診療情報（薬剤情報、特定健診情報等）を活用しています。

・医療 DX の活用により、患者様の安全性と利便性の向上、医療の質の向上を目指しております。

当院は、これらの体制整備に基づき「在宅医療 DX 情報活用加算」の届出を行っております。

**明細書発行体制等加算**

当院では、診療明細書を無料で交付しております。

・医療費の内容がわかる領収証とともに、診療報酬の算定項目、使用した薬剤、実施した検査の名称などが記載された明細書を発行しています。

・明細書の発行を希望されない場合は、お申し出ください。

患者様に安心して医療を受けていただくため、診療内容の透明性向上に努めております。

**一般名処方加算**

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を目的として、医薬品の「一般名（有効成分の名称)」による処方を行うことがあります。

・一般名処方とは、医薬品の有効成分を特定して処方する方法です。

・特定の製薬会社の商品名ではなく、複数の後発医薬品を含む選択肢から、薬局で適切なものが調剤されます。

・品質が同等である後発医薬品を選択することで、医療費の軽減が期待できます。

**在宅医療情報連携加算**

当院は、以下の医療・介護関係機関と ICT 等を活用した情報共有を行い、在宅医療の質の向上に努めています。

1. ソフィアメディソフィア訪問看護ステーション　東日本橋
2. ソフィアメディソフィア訪問看護ステーション　入谷
3. 訪問看護ステーションはな　上野
4. みすじ薬局
5. しんわ薬局　上野店
6. 武井薬局
7. 大塚雲鶴堂薬局

**地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項**

当院は、診療報酬に関わる各種施設基準について地方厚生（支）局長へ届出を行っています。

- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- 医療ＤＸ推進体制整備加算
- 時間外対応加算１
- 外来データ提出加算
- ニコチン依存症管理料
- 別添１の「第９」の１の(２)に規定する在宅療養支援診療所
- がん治療連携指導料
- 在宅医療ＤＸ情報活用加算
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅データ提出加算
- 在宅医療情報連携加算
- 在宅がん医療総合診療料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

**保険外負担に関する事項**

当院では、以下の保険外負担が発生する場合があります。

（※抜粋）　一般診断書　組合員：3,300 円　未組合員：4,400 円

詳細診断書（年金用等）　5,500 円 6,600 円

**長期収載品の選定療養**

令和 6 年 10 月より、後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 に相当する特別料金が別途発生します。

**時間外対応加算（緊急時の対応体制や連絡先等）**

当院では、診療時間外においても、患者さまが安心して療養を継続できるよう、以下の体制を整えております。

・診療時間外でも、患者さまやそのご家族からの電話によるお問い合わせに対し、医師または看護職員が常時対応できる体制を整えています。

・やむを得ない事情により電話応答が困難な場合でも、できる限り速やかに折り返しご連絡いたします。

当院は、地方厚生（支）局長へ「時間外対応加算」の届出を行っており、上記のような体制に基づき診療報酬の加算を算定しています。

※対象となる時間帯や対応職種は、診療所の実施状況により異なります。詳しくは受付またはお電話でお尋ねください。

**生活習慣病管理料**

当院では、生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症）の管理において、28 日以上の長期投薬やリフィル処方箋の交付を行う場合があります。